

1 上場廃止と信託終了(予定)に伴う取扱いについて

日程	事項
平成 22 年 1 月 15 日 (金)	大阪証券取引所において上場廃止が決定されました。
平成 22 年 1 月 16 日 (土) から 平成 22 年 2 月 15 日 (月) まで	整理銘柄指定期間 大阪証券取引所において売買可能です。(信用取引は行なえません。) <u>なお、この期間は大阪証券取引所において売買可能な最後の期間となりますので、ご注意ください。</u>
平成 22 年 2 月 16 日 (火)	上場廃止日 この時点で受益権を保有されている受益者の方へは、取引証券会社を通じ、上場廃止後の買取請求等の手続きについてのご案内書面をお送りいたします。 上場廃止以降の買取りの請求によるご換金の場合、税の取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。
平成 22 年 2 月 16 日 (火) から 信託終了日*の3営業日前 の日まで ※信託終了日が決定しましたら、弊社ホームページ等にてお知らせします。	受益権の買取請求期間 販売会社への受益権の買取請求の手続きによる換金となります。(別紙ご参照下さい) ・販売会社：野村證券株式会社 ・販売会社の営業店に「取引口座」が必要となります。 ・買取りの申込みを販売会社が受付けた日の翌営業日の「基準価額」が買取価額となります。
信託終了日*の数営業日前 ※信託終了日が決定しましたら、弊社ホームページ等にてお知らせします。	受益証券の発行 振替機関での取扱いが終了するため、同日付で受益証券を発行し、振替受益権(口)を受益証券へ移行いたします。
信託終了日* ※信託終了日が決定しましたら、弊社ホームページ等にてお知らせします。	信託終了日(繰上償還日)
信託終了日から 10 年間	償還受益権の買取請求期間 販売会社へ(償還)受益証券による買取請求の手続きとなります。償還受益権の買取価額は、信託終了日の基準価額とします。 販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、販売会社が独自に定める手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。 <u>受益証券の送付、必要書類の取扱いについては、振替機関での取扱いが終了する際に、対象となる受益者の方へ別途ご案内いたします。</u>

2 上場廃止後の受益権の買取請求について（2010年2月16日～信託終了日の3営業日前）

取引所での整理銘柄指定期間中に売却されずに受益権を保有されている場合、上場廃止後の買取請求期間中は、ファンドの信託約款に基づき、販売会社（野村證券株式会社）に対して、自己の保有する受益権（口数）を買い取ることを請求することによる換金手続きとなります。

1. 販売会社の口座を通じてファンドを購入した場合

- ・販売会社の営業店にて受益権の買取りをご請求ください。
- ・買取価額は、買取りの申込みを販売会社が受付けた日（買取請求受付日）の翌営業日の基準価額となります。
- ・販売会社では、受益権の買取りを行なう際、販売会社で独自に定める手数料、および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴する場合があります。
- ・買取代金は、原則として買取請求受付日から起算して4営業日目からお支払となります。

2. 販売会社以外の証券会社の口座を通じてファンドを購入した場合

1) 販売会社での取引口座開設

販売会社取引口座をお持ちでない場合は、販売会社所定の手続き（本人確認等）による、口座開設が必要となります。

2) 証券会社間の口座振替（残高移管）

買取りのお申し込みは、販売会社に対してのみ行なうことができますので、ファンドの受益権を、現在お預けの証券会社の口座から、販売会社の口座へ振替えて下さい。
口座振替の手続き・手数料等については、現在お預けの証券会社にお問い合わせください。

3) 買取請求手続き

- ・販売会社の営業店にて受益権の買取りをご請求ください。
- ・買取価額は、買取りの申込みを販売会社が受付けた日（買取請求受付日）の翌営業日の基準価額となります。
- ・販売会社では、受益権の買取りを行なう際、販売会社で独自に定める手数料、および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴する場合があります。
- ・買取代金は、原則として買取請求受付日から起算して4営業日目からお支払となります。

基準価額について

ファンドの純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額で、ファンドの売買単位で算出されます。